

台湾の会社に技術者を派遣して技術支援を行った際の代金の入金を確認すると、何故か請求額より少ないことがある。慌てて支援先の台湾の会社へ間違いではないかと問い合わせると「源泉税です」と返ってくる。これは台湾との間でよく見られるケースである。源泉税とはどういったものなのか、今後台湾へ進出を予定している日本企業の注意点とその対策について見てみたい。



台湾の源泉税 注意点と対策

EY Japan マーケッツ本部 近藤 正智氏
海外企画部 シニアマネジャー

台湾税法では、台湾の会社が台湾に固定営業場所持たない他の会社から技術サービスを受け、その代金が台湾源泉所得に当たる場合は、技術サービスを受けた台湾の会社が源泉徴収をしなればならないことになっており、代金支払額の20%を天引きして台湾当局に納税する必要がある。従って、台湾に拠点を設けた日本企業が台湾の会社へ技術サービスを提供した場合、代金回収時に請求額の8割しか入金されないことがあるのだ。このように、日本企業が台湾で源泉税の天引きを受ける事態が実務的に多く発生しており、日本と台湾との間の租税取り決めの具体的な内容に関する取り決めを求める声が高まっていた。この問題を解決するため、2015年11月に日本と台湾の民間交流団体間での「日台民間租税取り決め」が結ばれた。その後、必要な手続きを経て、これだけを見ると台湾にP Eがなければすぐに免税となるように感じるが、自動的には免税にならないところに落とし穴がある。台湾では台湾以外の地域との租税協

免税適用には許可必要

日台民間租税取決めによる免税申請に必要な書類
台湾財政部「所得税協定適用の審査基準」
①適用申請書
②税務当局が発行する居住者証明
③P Eが無いこともしくはP Eに帰属する営業ではないことの補足資料
④所得に関する証明書類など

容を見ると、日本法人が台湾に恒久的施設（P E）を有し、かつ台湾で稼得した所得のうち当該P Eに帰属する部分のみが台湾において課税されることになる。このことは台湾財政部（日本の財務省に相当）20%の税金をゼロで良

みなし利益率併用が有効

め、当然のことながら税務当局も厳しく審査し、許可が得られるまでに半年や1年といった相応の期間を要することもある。ポイントには許可がなければ免税にはならないこと、すなわち、税務当局の免税許可が得られる前に台湾の会社から受ける代金については、これまでと同じく天引きされてしまうことである。もちろん天引きされた後に許可が得られれば遡って還付を求めることはできるが、還付されるまで代金が回収できないことには変わりない。対策として少しでも税金の負担を減らすために台湾所得税法第25条のみならず利益率の適用を受ける方法がある。免税と同じく税務当局への申請とあると考えられる。許可が必要だが、このみなし利益率の適用を受けられると天引きされる税金を20%から3%へ大幅に減らすことができる。実はこの制度、今回の租税取り決めが結ばれる前から存在し、比較的容易に許可が得られることから台湾に技術サービスを提供する日本企業からも多く利用されてきた。租税取り決めが適用となっても引き続きこの制度は利用できるため、租税取り決めによる免税の申請と同時にみなし利益率の許可が得られるまでの期間、もしくは方が一、免税の許可が得られなかった場合にも税金の負担を減らす方法として、利用を検討するのは有益であると考えられる。